

地域リハ拠点事業から ～研修会の報告～

第6回 市民公開講座

平成 28 年 6 月 25 日（土） 会場：船橋市保健福祉センター

リハビリテーション医学会理事長を勤められ、リハビリテーション分野の最先端にいらっしゃるリハビリテーション専門医、水間正澄先生にお話をいただきました。「これからのリハビリテーションの役割～より良い暮らしを続けるために」というタイトルで、リハビリテーションとはどういったものなのか、また、この船橋で生活していくためのヒント等について分かりやすくお話をいただきました。約 90 名の方が熱心に耳を傾け、「リハビリ＝機能訓練ではないということが良く分かった」「リハビリテーションの意味が再確認できた」「地域で支えることに目を向けられるような話だった」「市民への話でとてもわかり易かった」などの感想をいただきました。

※ひまわりポイント対象研修



第 20 回 船橋市地域リハビリテーション地区勉強会（中東部）

平成 28 年 7 月 27 日（月） 会場：船橋市立リハビリテーション病院

「多系統萎縮症患者とその家族をどのように支援するか」というテーマで開催、149 名のご参加をいただきました。まず疾患について、更にその治療、症状について、神経内科津田沼の朝比奈正人先生にご講義いただき、その後に事例を通してのグループワークを行いました。また、グループワーク後に、難病の方が使える福祉サービスについて、船橋市障害福祉課の和泉澤陽氏よりお話をいただきました。普段あまり聞き慣れない疾患の理解を深められたこと、また苦渋する難病患者への支援について、多職種で考えられたこと、制度まで学べたことが有益になったとの声をたくさんいただきました。

※ひまわりポイント対象研修



第 8 回 摂食栄養サポート勉強会

平成 28 年 9 月 8 日（木） 会場：船橋市立リハビリテーション病院

「食べられないをどこから考える？」グループワークでは、今回は、嚥下機能に問題はないといわれているにも関わらず食べられない、80 歳代のパーキンソン病の患者様について、「なぜ食べてくれないの？」をテーマに考えました。アセスメントシートを利用した課題抽出や、他職種との意見交換が大変活発になされ、多角的な視点・意見を学ぶ貴重な場となったとの感想を多くいただきました。また、グループワーク後に、かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所の田代晴基先生より、診療の対象や内容についてご紹介いただき、摂食・嚥下障害をサポートしていくにあたっての、支援の幅、選択肢を広げていただきました。



【 今後の予定（平成 28 年度） 】

10 月 21（金）、22 日（土）『ふなばし福祉フェスティバル』

ビビット南船橋 10:00～17:00

11 月 18 日（金）

『第 21 回船橋市地域リハビリテーション地区勉強会(南西部)』

きららホール 18:45～21:00

< 「ひまわりポイント」について >

今後の急速な高齢化に備え、地域包括ケアシステムの核となる在宅医療の充実と医療・介護の連携を推進するために、顔の見える連携づくり、人材の育成、在宅医療提供時における支援体制の検討等の活動を行うべく、平成 25 年 5 月に、医療・介護関係団体及び行政(船橋市)で組織する任意団体である「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」が設立されました。その中で、在宅医療・介護に関する研修体系についての検討、研修の企画・実施等を行う機関として、人材育成委員会があります。その委員会が、「スムーズな連携により、本人のその人らしさを支える支援を行うことができるようになる」ことを目的に、「ひまわりマイスター認定制度」を啓発しています。ひまわりネットワークが主催・企画する研修や講演会に参加することで、ポイントが加算され、ある一定以上になると「ひまわりマイスター」として認定されます。このポイントのことを「ひまわりポイント」といいます

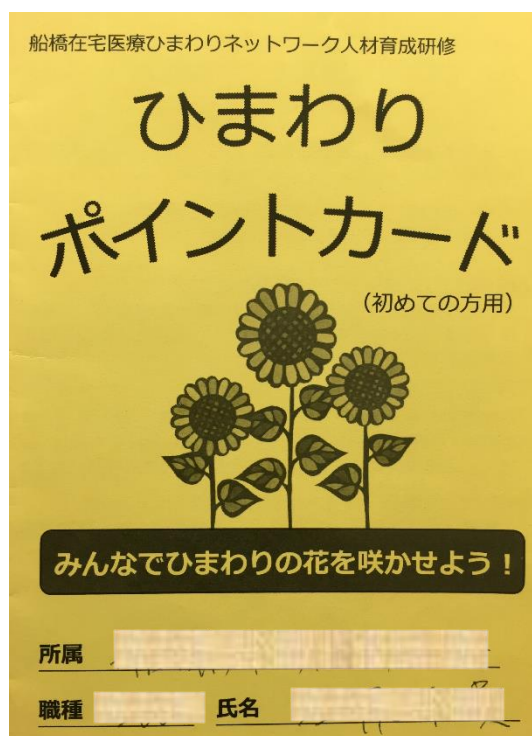
<対象>

船橋在宅医療ひまわりネットワークが主催または連携・協力する、下記に示す研修会および講演会(「ひまわりポイント対象」と明記しているもの)
※受付でポイントカードを提示してください。

- ① ひまわりスタートアップ研修
在宅医療・介護に関する基本的な事項を学び、連携に必要な基礎知識を習得するための研修
- ② ひまわり実践研修
他の職種の役割と自らの役割とをふまえた、多職種や病院、在宅による連携を実践的に学ぶための研修(症例検討会など)
- ③ 市民公開講座・研究大会など
市民・介護関係者向けの講演会

<取得制度>

- ・ 1回の参加につき1ポイント
- ・ 9ポイント以上取得で「ひまわりマイスター」に認定。
(ただし、上記のうち、①4ポイント、②3ポイント、③2ポイント 以上の参加が必要です。
また、認定機関は3年間です。更新には、3年の間で5ポイントの取得と更新手続きが必要です)



※会場でもらえます

ひまわりマイスターになると・・・

「ひまわりマイスター認定証」 がもらえます!

『マイスター』 = 『在宅医療・介護連携の達人』として、事業所などでPR してみるのはいかがでしょうか

引用：「船橋在宅医療ひまわりネットワーク」 ホームページ